

平成27年度 近畿中国森林管理局コンプライアンス推進本部 <第2回>  
議事概要

1. 開催日時： 平成28年2月5日（金）13:30～15:00
2. 場 所： 近畿中国森林管理局 第3会議室
3. 出席者：  
（本部長）近畿中国森林管理局 馬場 一洋 局長  
（本部員）小柴 学司 公認会計士・税理士  
（近畿中国森林管理局入札監視委員会委員）  
福田 正 弁護士  
藤田 充也 弁護士  
横田 直和 関西大学法学部教授  
（近畿中国森林管理局発注者綱紀保持委員会委員）  
近畿中国森林管理局 合田和弘 次長 ほかに12名
4. 議 事：
  - 推進本部の事務局から次の事項等が報告・説明され、意見交換が行われた。
    - ・ コンプライアンス推進行動計画に基づく取組状況
    - ・ 平成27年度第2回推進本部巡回指導（局幹部による局及び各署等職員への「利害関係者」の説明とグループ討議、職員との意見交換）の実施結果
    - ・ コンプライアンス推進行動計画の評価改善の検討結果
    - ・ 平成28年度の取組
  - 本部員からは、次のような意見が出された。
    - ・ 利害関係者等との飲食等のルールについては、単純なものとした方が現場の職員が迷わないのではないか。
    - ・ 職員と事業者との入札前の接触の機会を減らす点について影響が無いのであれば、郵便入札の試行の終了も問題は無い。
    - ・ 一般論として、何事にも参加しない、発言しないような者が問題。全ての職員と対話して問題意識を喚起し、正しい認識を持たせることが重要。
    - ・ コンプライアンス意識を高める手法として、グループ討議形式でのケーススタディーの取組は非常に効果的。継続した取組が必要。「法令・通知等に基づく判断や行動の徹底」を来年度の重点目標として取り組むことは、有効な手段。
    - ・ 職場内で不祥事を見過ごさない雰囲気づくりが大事。コンプライアンスは繰り返し繰り返し指導し、職員への啓発に努めることが重要。
    - ・ 失敗事案の情報共有も大切。特に若手職員には研修等で過去の不祥事も説明し、記憶にとどめさせる取組も必要。
    - ・ 原則書面としている事業者からの質問等への対応については、入札参加希望者への影響を懸念。コンプライアンスも大事だが一方で行政サービスとのバランスも必要。